

弘前市公共施設等利活用事業
公募型プロポーザル実施要領
【旧相馬商工会館】

プロポーザルに参加を希望される方は、本要領をご確認のうえ、内容をよく把握した上で、ご参加いただきますようお願いいたします。

弘前市財務部管財課
公共施設マネジメント推進室

目次

1. 事業の趣旨	1
2. 対象物件の概要	1
3. 対象物件の条件	2
4. 事業実施の条件	3
5. 参加資格	4
6. 現地視察	5
7. 質問の受付及び回答	5
8. 参加表明手続	6
9. 企画提案書等の作成及び提出	7
10. 審査方法	7
11. 審査基準及び配点	8
12. 日程	9
13. 失格事項	9
14. 契約	9
15. その他留意事項	10
16. 担当部署（提出・問い合わせ先）	10
17. 各種様式	11
18. プロポーザル審査基準	17
19. 函面・写真	19

1. 事業の趣旨

旧相馬村区域は、人口減少・少子高齢化の進行等、厳しい社会経済情勢の中、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化等による地域の持続的発展が喫緊の課題となっており、相馬総合支所に近接する本施設については、こうした地域課題を解決するために有効活用していくことが求められています。

このため、遊休資産となっている本施設の活用と地域経済の活性化等を図るため、民間事業者の創意工夫によるアイデアを広く募集するプロポーザル方式を採用するものです。

2. 対象物件の概要

(1) 土地

所在	地番	地目		地積
		登記	現況	
弘前市大字五所字野沢	47番2	宅地	宅地	185.91 m ²
	47番4			26.70 m ²
	248			25.51 m ²
	52番1			89.89 m ²
	【計4筆】	【地積合計】		328.01 m ²

※ 用途地域等：都市計画区域外。

※ 境界確定・分筆測量は実施済み。登記は令和4年7月以降に完了予定。

(2) 建物

① 事務所

所在	弘前市大字五所字野沢 47-2 外 3 筆
家屋番号	47 番 2
種類	事務所
構造	鉄骨造陸屋根 2 階建
床面積	323.59 m ² (1 階：154.71 m ² 、2 階 168.88 m ²)
建築年	平成元年 11 月新築

② その他

設備等：消火設備（自動火災報知設備・感知器）、水洗トイレ（浄化槽）、給湯機、暖房、冷房、避難はしご など

※ 設備の有無は確認できますが、令和2年12月以降、建物を使用していないため、現状、正常に機能するかどうかは確認できていません。

(3) 立地的特徴

- ・弘前市西部に位置し、JR奥羽本線「弘前駅」まで約9km。
- ・東北自動車道大鰐弘前ICまで約17km、青森空港まで約34km。
- ・弘前市役所相馬総合支所まで約250m、弘前市役所本庁舎まで約7km。

(4) その他注意事項など

- ① 物件の引き渡しは現状有姿のままで行いますので、必ず応募者ご自身で、事前に諸規制について調査確認を行ってください。
- ② 物件の活用に関し、隣接土地所有者等と調整が生じた場合は、全て買受人において行っていただきます。
- ③ 本件土地の土壤汚染等の調査は行っていません。
- ④ 建築物を建築する際に地盤改良工事が必要になった場合の費用等は、買受人の負担となります。
- ⑤ 各種供給処理施設（電気・上下水道等）の利用に当たっては、各供給機関と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。
- ⑥ 下水道は接続しておりませんが、接面道路に配管が敷設されておりますので、引き込み工事を行うことで接続可能です。（現在は浄化槽を設置して処理）
- ⑦ 本件土地において工事等を行う場合は、近隣住民に対し、丁寧な対応を心掛け、工事着手前に工事説明を必ず行ってください。また、工事等に伴う騒音、振動埃等及び建築物を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、買受人の責任において対応してください。
- ⑧ 本件建物内について、吹付アスベスト材の使用は確認されておきませんが、アスベスト含有建材使用の可能性があります。このため、解体・改修等の作業を行う際には、アスベスト含有調査をする必要があります。なお、アスベスト含有調査等に要する費用は、買受人の負担となります。

3. 対象物件の条件

土地・建物を一括して、現状有姿による有償譲渡とします。

売買契約及び引渡し時期は、令和4年8月以降、候補者との協議により決定。

【最低譲渡価格】

最低譲渡価格：2,013,000円（税抜）

（内訳）土地：1,299,000円

建物：714,000円（税抜）

※譲渡希望価格調書の記載額が最低譲渡価格を下回った場合は失格とします。

4. 事業実施の条件

本事業の実施にあたっては、次に掲げる事項を条件とします。

※応募者（共同企業体の場合は、代表者及びその構成員）自らが実施できる事業であることとします。

(1) 地域の活性化と振興発展に貢献できる、次のいずれかに該当する事業

- ① 産業の振興が図られる事業
- ② 保健・福祉の向上が図られる事業
- ③ 雇用の創出が図られる事業
- ④ 教育文化の振興が図られる事業
- ⑤ その他住民サービスの向上に資する事業

※ただし、資材置き場や駐車場敷地のみの利活用は対象としません。

(2) 事業開始時期等

- ① 所有権移転の日から 3年以内に企画提案書に記載された事業を開始してください。
- ② 所有権移転の日から 10年間は、企画提案書に記載された事業の用に供してください。

※ただし、いずれの場合も、止むを得ない事由があるものとして事前に市の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

(3) 譲渡等の禁止

譲渡を希望する場合は、所有権移転の日から 10年間は、次の行為を行ってはいけません。

- ① 売買、贈与、交換、出資等により建物等の所有権を第三者に移転してはいけません。なお、建物を解体して使用することは可能です。
- ② 企画提案書に記載された事業に反することとなる地上権、質権、使用貸借による権利、または賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはいけません。

(4) 実地調査等

市は、契約の履行状況を確認するため、所有権移転の日から 10年間、施設等の使用状況を調査し、または事業者から必要な報告を求めることができることとします。

(5) 契約不履行に対する措置

事業者が不正な手段により契約を締結した場合または契約を履行できないと市長が判断した場合には、契約を解除することがあります。なお、契約を解除した場合には、事由に応じて売買代金の100分の10または100分の30に相当する金額の違約金支払義務が発生します。この場合において、市長が必

要と認める場合、施設等の全部または一部を当該事業者から買い戻すことができることとします。

(6) 契約不適合責任の免責

契約締結後に、この物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、市に対して一切の追完請求、売買代金の減額の請求、若しくは損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。

(7) 地域への協力等

- ① 買受候補者に選ばれた事業者は、契約締結までの間に地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催してください。
- ② 施設整備及び運営にあたっては、地域住民との交流や防災対策への協力など、地域連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や、周辺の住環境及び環境負荷、安全確保等に十分配慮してください。

(8) 法令等の遵守

施設整備及び運営にあたっては、建築基準法や消防等の法令を遵守するとともに、その他必要な法令、条例等の手続きを行ってください。

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす事業者（個人または法人）とします。ただし、同一事業者が複数の事業提案をすることはできません。

(1) 参加資格について

- ① 本契約締結後、指定期日までに売買代金の支払いが可能であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号、第 6 号または暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者が経営、運営に関係していないこと。
- ⑥ 弘前市建設業者等指名停止要領に掲げる指名停止要件に該当していないこと。

(2) 共同による応募

複数の事業者が共同で応募するためには、(1)の参加資格のほか、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- ① 関係する事業者の中から代表者を1名選定すること。
- ② 関係する事業者が他の提案に係る構成員になっていないこと。
- ③ 関係する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。

6. 現地視察

希望者は、下記により現地視察することができます。

(1) 視察可能期間

令和4年6月16日(木)から令和4年6月23日(木)の期間のうち、午前10時から午後3時までとします。(土曜、日曜日を除く。)

(2) 申込方法

令和4年6月14日(火)までに、現地視察申込書(様式1)を、持参、郵送、FAXまたは電子メールにより提出してください。希望日時等を踏まえ、後日、個別に日程を調整させていただきます。

(3) 現地視察日時の通知

現地視察申込書を受付後、現地視察日時を決定し通知します。

7. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和4年6月24日(金)午後4時まで(必着)とします。

(2) 提出方法

質問書(様式2)により、持参、郵送、FAXまたは電子メールにて提出してください。

質問書の受付の確認は、必要に応じて提出者において行ってください。

(3) 回答方法

質問受付期間終了後1週間を目途に市ホームページに掲載します。ただし、質問及び回答内容が質問者の利益等を害するおそれがあるものについては、質問者へ直接FAXまたは電子メールにより回答します。

8. 参加表明手続

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式 3） 1 部
- ②譲渡希望価格調書（様式 4） 1 部
- ③応募者の確認に関する書類 各 1 部

※共同による応募の場合は、構成員となる事業者についても提出

ア. 個人の場合

- I. 住民票
- II. 印鑑登録証明書
- III. 身分証明書
- IV. 納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

直近年度の国税（申告所得税、消費税及び地方消費税）、地方税（個人住民税及び固定資産税）

イ. 法人の場合

- I. 法人登記簿謄本または履歴(現在)事項全部証明書（発行後 3 カ月以内）
- II. 印鑑登録証明書
- III. 財務諸表等（過去 3 期分）
- IV. 納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、地方税（法人住民税及び固定資産税）

※ ただし、新規に法人を設立した場合など、これまでに事業実績がなく、提出できない書類がある場合には、予め担当者に連絡してください。

(2) 提出期限

令和 4 年 6 月 30 日（木）午後 4 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送により提出してください。持参の場合の受付時間は、

午前 9 時から午後 4 時までとします。（土曜、日曜日を除く。）

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。参加申込書の受付の確認は、必要に応じて提出者において行ってください。

(4) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加表明者に FAX または電子メールで通知します。

9. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ①企画提案書提出届（様式 5） 1部
 - ②企画提案書等 正本 1部、副本 7部
- ア. 次の事項を記載した企画提案書（任意様式）
- I. 利活用に関する基本理念・方針
 - II. 利活用の概要
 - 事業内容及び運営規模
 - 利活用に関するスケジュール
 - 施設利用計画図
 - III. 運営体制
 - 運営形態及び人員配置・雇用方針
 - IV. 資金計画書及び事業収支計算書
 - 事業費概算書
 - 資金調達計画書
 - 収支計画書（3年間分）
 - V. 地域との関わりについての考え方
 - 地域との交流や連携
 - 地域防災への協力
 - 住環境及び環境負荷、安全等への配慮
 - その他良好な関係を続けていくための工夫など

イ. 会社概要（様式 6）

※共同による応募の場合は、構成員となる事業者についても提出

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和 4 年 7 月 13 日（水）午後 4 時まで（必着）
- ② 提出場所：弘前市役所 財務部管財課 公共施設マネジメント推進室
- ③ 提出方法

持参または郵送によります。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

10. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング等による審査）

提出された企画提案書を下記 11（1）～（6）で示す審査基準に基づいて審査するとともに、企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し基準点を満たした者の中から、各委員の評価点合計が最高得点者を

事業実施候補者、第2位の得点者を次点として特定します。

基準点は60点とし、応募者が1者のみの場合も審査を実施します。基準点を下回った場合は失格とします。

審査の結果、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、譲渡希望価格が高い者を事業実施候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定します。

審査は、参加意思表明書の受付順に実施します。

実施日：令和4年7月下旬【予定】 ※決定後、応募者に別途通知します。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、審査を実施した応募者全員に対し文書で通知するとともに、市のホームページで事業実施候補者名とその評価点を公表します。

11. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 利活用に関する基本理念・方針【10点】

- 企画提案のコンセプトが明確で、事業内容及び事業実施条件に合致するか

(2) 利活用の概要【25点】

- 実現性の高い説得力のあるものとなっているか
- 計画的なスケジュールとなっているか
- 事業活動が、周辺の景観を損なうものでないか

(3) 運営体制【20点】

- 事業運営の継続性とリスク管理が具体的であるか
- 適切な人員の配置、雇用計画があるか

(4) 資金計画及び事業収支計画【20点】

- 長期的な経営が期待できる資金計画・財務状況となっているか
- 根拠が明確になっている事業収支計画となっているか

(5) 地域との関わり【15点】

- 地域住民との交流や連携、地域防災へ協力が意欲的となっているか
- 住環境及び環境負荷、安全等へ配慮されているか

(6) 価格について【10点】

- 譲渡希望価格の提案価格

12. 日程

実施区分	日程
実施要領等の公開	令和4年6月3日 ※市ホームページ掲載
現地視察の受付	令和4年6月3日 ~ 令和4年6月14日まで
現地視察期間	令和4年6月16日 ~ 令和4年6月23日まで
質問書受付締切	令和4年6月24日（午後4時まで）
参加申込書受付締切	令和4年6月30日（午後4時まで）
企画提案書等受付締切	令和4年7月13日（午後4時まで）
審査（プレゼンテーション）	令和4年7月下旬（予定）
結果通知及び公表	令和4年7月下旬（予定）
譲渡予定日	令和4年8月以降（予定）

※上記日程は予定であり、変更になる場合があります。

※売買契約及び引渡し時期は、候補者との協議により決定します。

13. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

14. 契約

【共通事項】

- (1) 候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。
- (2) 契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上に当たる契約保証金を納付していただきます。

【売買契約】

- (1) 土地・建物を譲渡する場合、譲渡価格のほか、次の諸経費も事業者負担とします。
 - ① 契約書の作成に要する費用
 - ② 登録免許税、不動産取得税、固定資産税
 - ③ 建物に係る消費税等
- (2) 本契約締結後、事業者は市が指定する期日までに、売買代金を市に支払うものとし、所有権移転登記（買戻特約登記を含む）及び物件の引渡しは、当該支払完了後に行うものとし、

15. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とします。
- (3) 提出書類は返却しないと、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 本プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は本プロポーザルを延期若しくは中止することがあります。なお、その場合、参加者が損害を受けることがあっても市は賠償責任を負わないものとし、
- (6) 企画提案書の著作権は応募者に帰属しますが、選定結果の公表やその他必要な場合において、市が無償で使用できるものとし、なお、提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成 18 年弘前市条例第 19 号）の規定による請求があった場合は、企画提案書等を作成した方に対し、意見書を提出する機会を与えるものとし、なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。
- (7) 参加申込書を提出した後に応募を辞退する場合は、書面（任意様式）で届けてください。

16. 担当部署（提出・問合せ先）

〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1-1

弘前市役所 財務部管財課 公共施設マネジメント推進室 佐藤

TEL：0172（40）7111 FAX：0172（35）1353

電子メール tai-satou@city.hirosaki.lg.jp

(様式1)

令和4年6月 日

現地視察申込書

「弘前市公共施設等利活用事業公募型プロポーザル」の実施にあたり、下記の日程で現地視察を申し込みします。

事業者名	
所在地	
視察希望日時（第3希望まで記入してください）	
第1希望	令和4年6月 日 午前・午後 時～
第2希望	令和4年6月 日 午前・午後 時～
第3希望	令和4年6月 日 午前・午後 時～
参加予定人数	人
特に確認したいところなど	
【担当者】	
所属・役職等	
氏名	
連絡先	電話番号： ファクス： メールアドレス：

(担当：弘前市財務部管財課 公共施設マネジメント推進室)

(様式2)

令和4年6月 日

質 問 書

「弘前市公共施設等利活用事業公募型プロポーザル」について、次の項目を質問します。

事業者名	
所在地	
質問項目	質問内容
【担当者】	
所属・役職等	
氏名	
連絡先	電話番号： ファクス： メールアドレス：

(注) 実施要領の質問については、ページ数を記載してください。

記入欄が不足する場合は複写して作成してください。

(担当：弘前市財務部管財課 公共施設マネジメント推進室)

(様式3)

令和4年6月 日

弘前市長 殿

参 加 申 込 書

事業者（代表事業者）

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

「弘前市公共施設等利活用事業公募型プロポーザル」に、下記のとおり申し込みします。
なお、この参加申込書及び添付書類の記載内容は、事実と相違ないことを誓約します。

事業者名	
所在地	
共同による応募の有無	有 ・ 無 ※有の場合は、構成員の概要や役割などを記載した、 構成員調書（任意様式）を添付してください。
【担当者】	
所属・役職等	
氏 名	
連絡先	電話番号： ファクス： メールアドレス：

(担当：弘前市財務部管財課 公共施設マネジメント推進室)

(様式4)

譲渡希望価格調書

金額 (税抜)	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	一	円
	(内訳)									
土地										円
建物										円

- ・金額はアラビア数字とすること
- ・初めの数字の頭に¥を入れること
- ・税抜で記入してください

「弘前市公共施設等利活用事業公募型プロポーザル実施要領」等を承知の上、上記金額のとおり提案します。

令和4年 月 日

事業者（代表事業者）

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

弘前市長 殿

(担当：弘前市財務部管財課 公共施設マネジメント推進室)

(様式5)

令和4年 月 日

弘前市長 殿

事業者（代表事業者）

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

企 画 提 案 書 提 出 届

【事業名：弘前市公共施設等利活用事業（旧相馬商工会館）】

本事業について別添のとおり、企画提案書を提出します。

(様式6)

会 社 概 要

会 社 名		
本 社 所 在 地		
委 託 先 所 在 地		
会 社 設 立 年 月 日		
資 本 金		
事 業 所 数		
株 式 上 場 の 有 無	有 り (部 上 場) ・ な し	
社 員 数	技 術 系	名
	事 務 系	名
	合 計	名
そ の 他		

(注) 届出日時点で記入してください。

共同による応募の場合、構成員となる事業者についても提出してください。

(担当：弘前市財務部管財課 公共施設マネジメント推進室)

弘前市公共施設等利活用事業公募型プロポーザル審査基準

審査項目	審査事項	配点	評価基準					評価	評価点
			A	B	C	D	E		
利活用に関する基本理念・方針	企画提案のコンセプトが明確で、事業内容及び事業実施条件に合致するか	10	A 非常に良い	B 良い	C 普通	D やや劣る	E 劣る		
			10	8	6	4	2		
利活用の概要	(1) 実現性の高い説得力のあるものとなっているか	25	A 非常に良い	B 良い	C 普通	D やや劣る	E 劣る		
	(2) 計画的なスケジュールとなっているか		25	20	15	10	5		
	(3) 事業活動が、周辺の景観を損なうものでないか		25	20	15	10	5		
運営体制	(1) 事業運営の継続性とリスク管理が具体的であるか	20	A 非常に良い	B 良い	C 普通	D やや劣る	E 劣る		
	(2) 適切な人員の配置、雇用計画があるか		20	16	12	8	4		
資金計画及び事業収支計画	(1) 長期的な経営が期待できる資金計画・財務状況となっているか	20	A 非常に良い	B 良い	C 普通	D やや劣る	E 劣る		
	(2) 根拠が明確になっている事業収支計画となっているか		20	16	12	8	4		
地域との関わり	(1) 地域住民との交流や連携、地域防災へ協力が意欲的となっているか	15	A 非常に良い	B 良い	C 普通	D やや劣る	E 劣る		
	(2) 住環境及び環境負荷、安全等へ配慮されているか		15	12	9	6	3		
価格について	譲渡希望価格 最低譲渡価格に対して 最低譲渡価格の場合6点、最低譲渡価格を越え105%未満が7点、105%以上110%未満が8点、110%以上115%未満が9点、115%以上が10点 ※1円未満の端数は切り捨てとする。	10	A	B	C	D	E		
			10	9	8	7	6		
合計（100点満点）			評価点合計						

【評価区分】

評価	A	B	C	D	E
		非常に良い	良い	普通	やや劣る
換算値	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

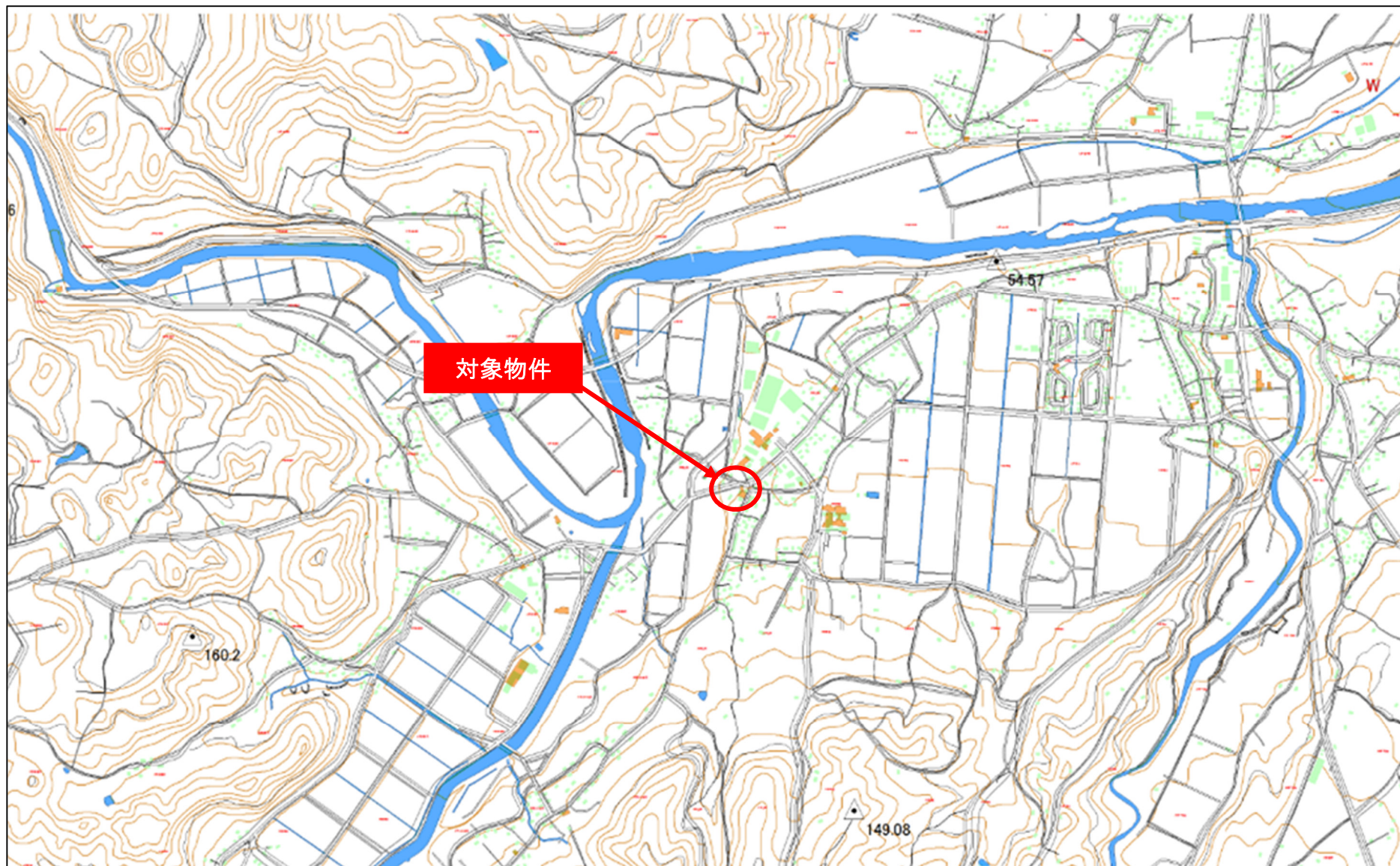
【譲渡希望価格の評価区分】

評価	A	B	C	D	E
		2,314,950円以上	2,214,300円～ 2,314,949円	2,113,650円～ 2,214,299円	2,013,001円～ 2,113,649円
換算値	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6

評価点＝配点×換算値

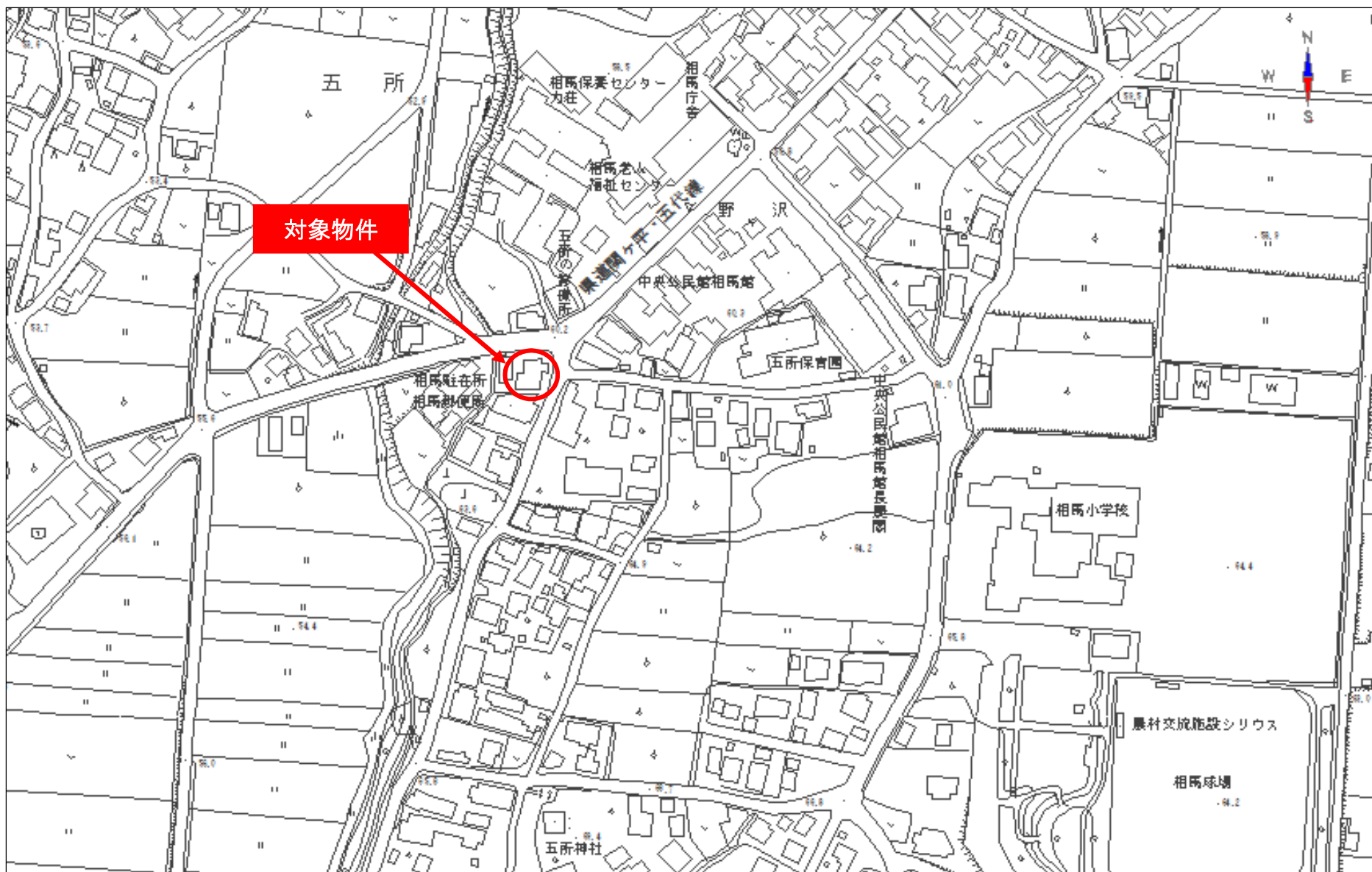
【旧相馬商工会館 位置図】

位置図



【旧相馬商工会館 案内図】

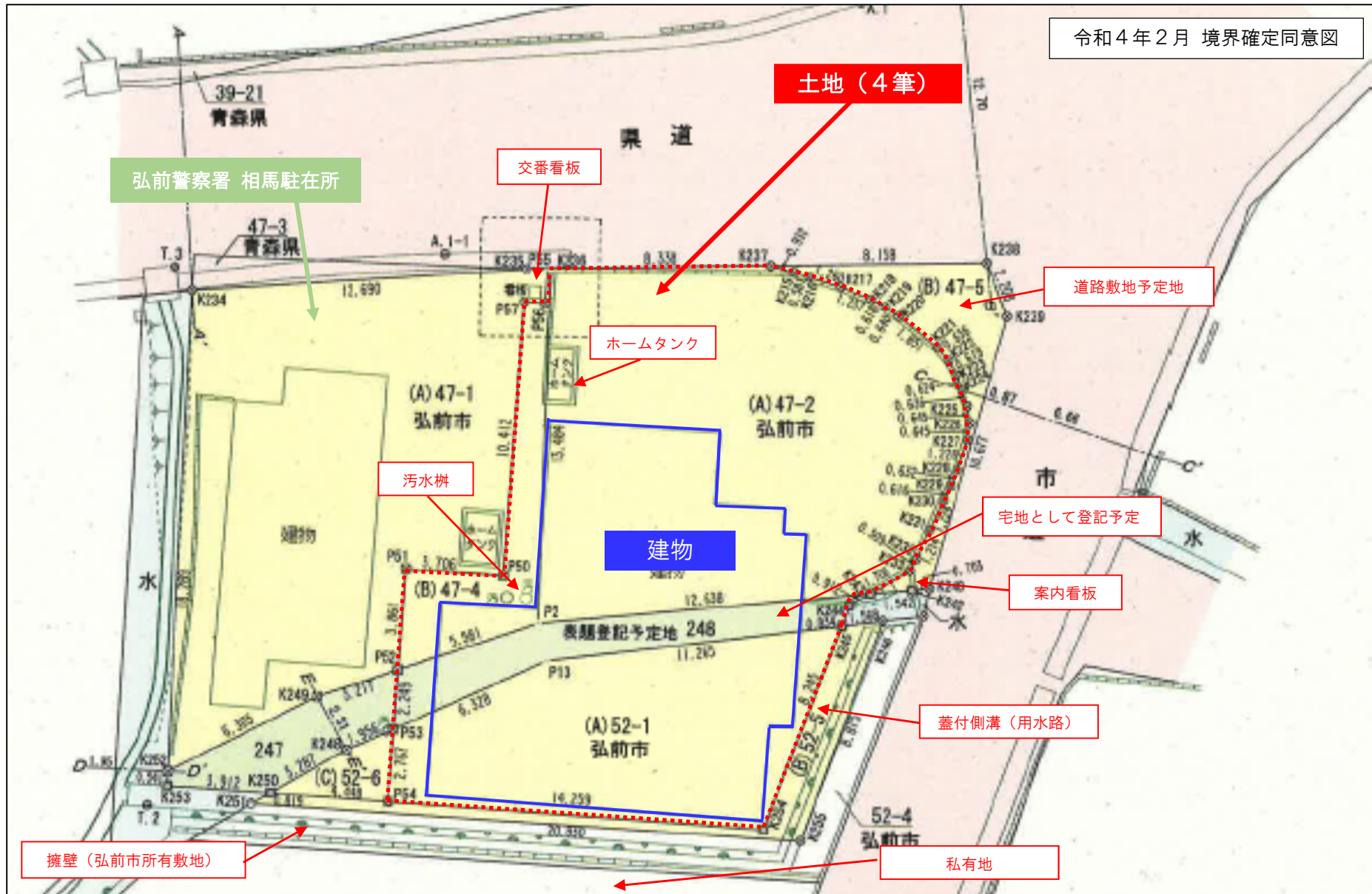
案内図



【旧相馬商工会館 配置図】

※現況が優先されますので、詳細は現地にてご確認願います。

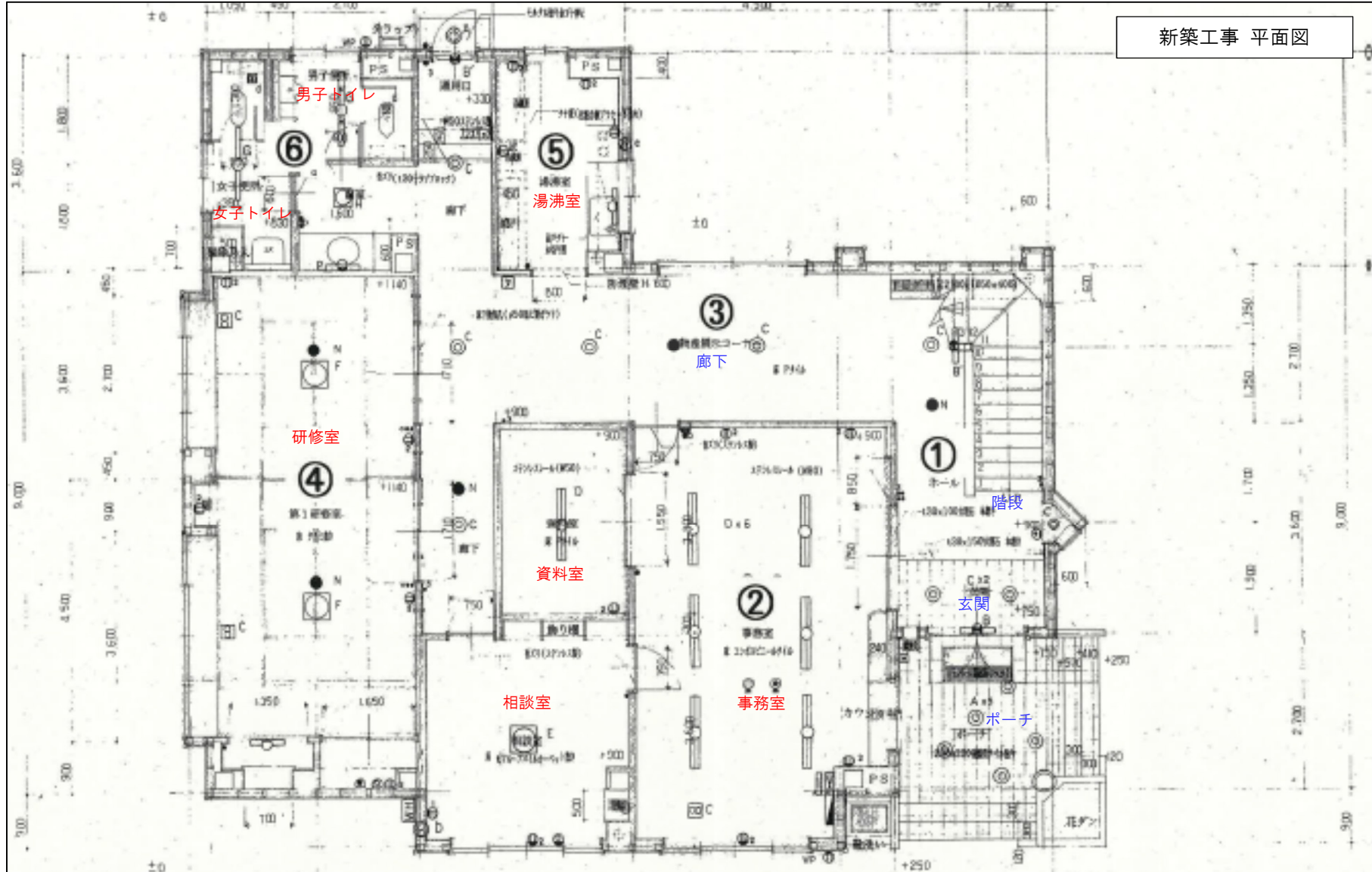
配置図



【旧相馬商工会館 1階平面図】

※現況が優先されますので、詳細は現地にてご確認願います。

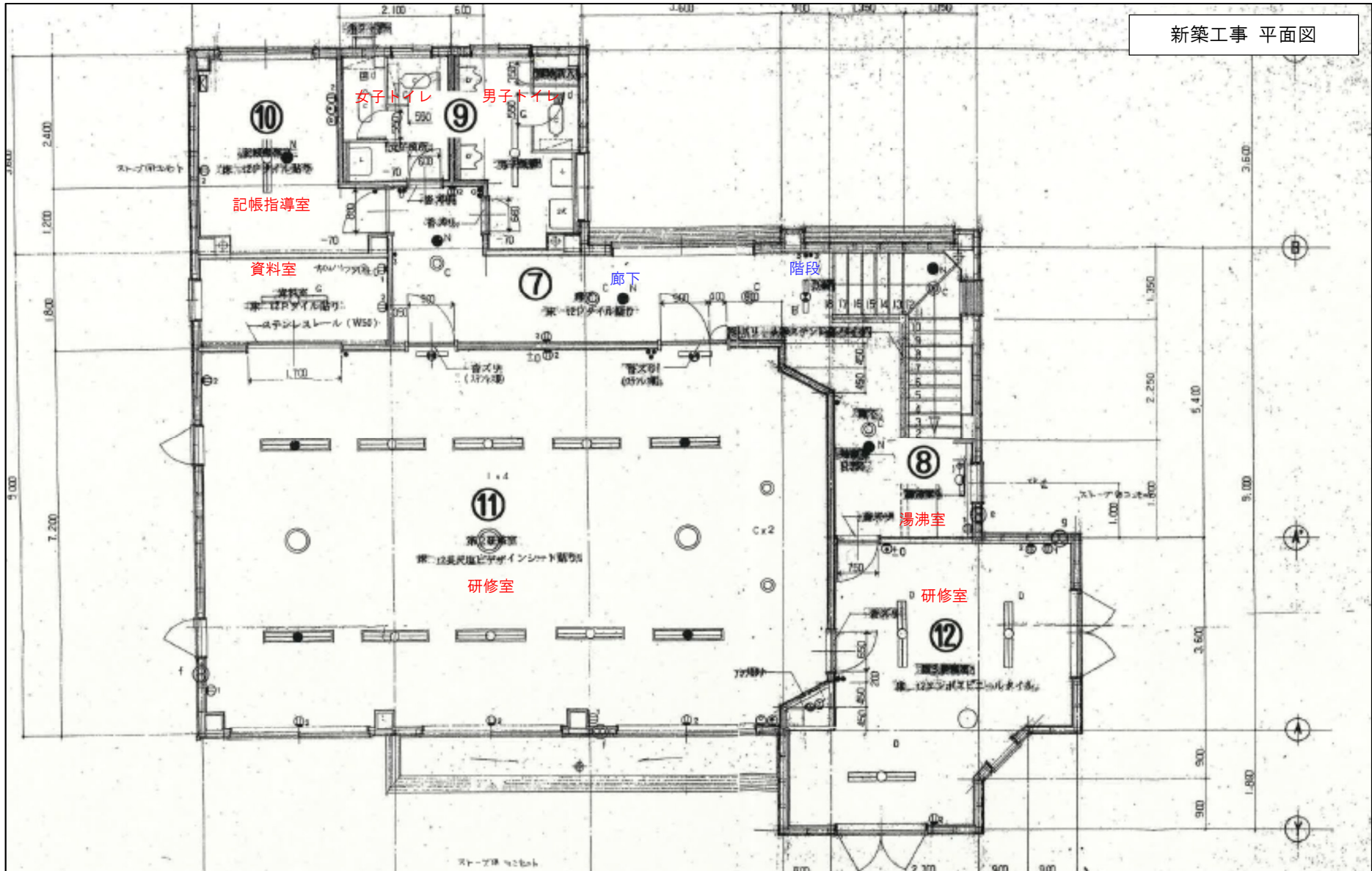
平面図①



【旧相馬商工会館 2階平面図】

※現況が優先されますので、詳細は現地にてご確認願います。

平面図②



【旧相馬商工会館 現況写真】 ※現況が優先されますので、詳細は現地にてご確認願います。



【外観】

※建物に設置されている看板は撤去する予定です。



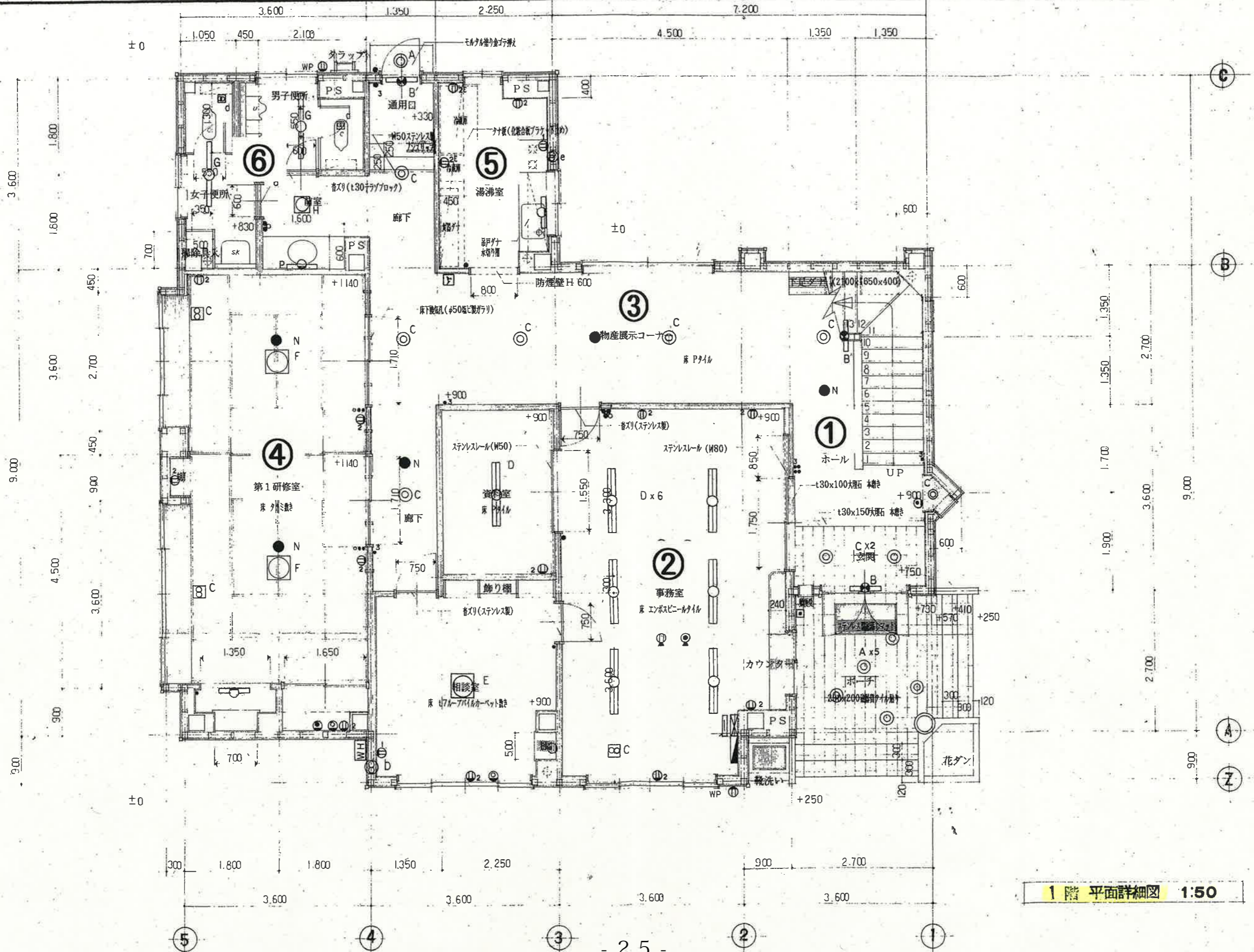
【正面玄関】



【1階 第1研修室】



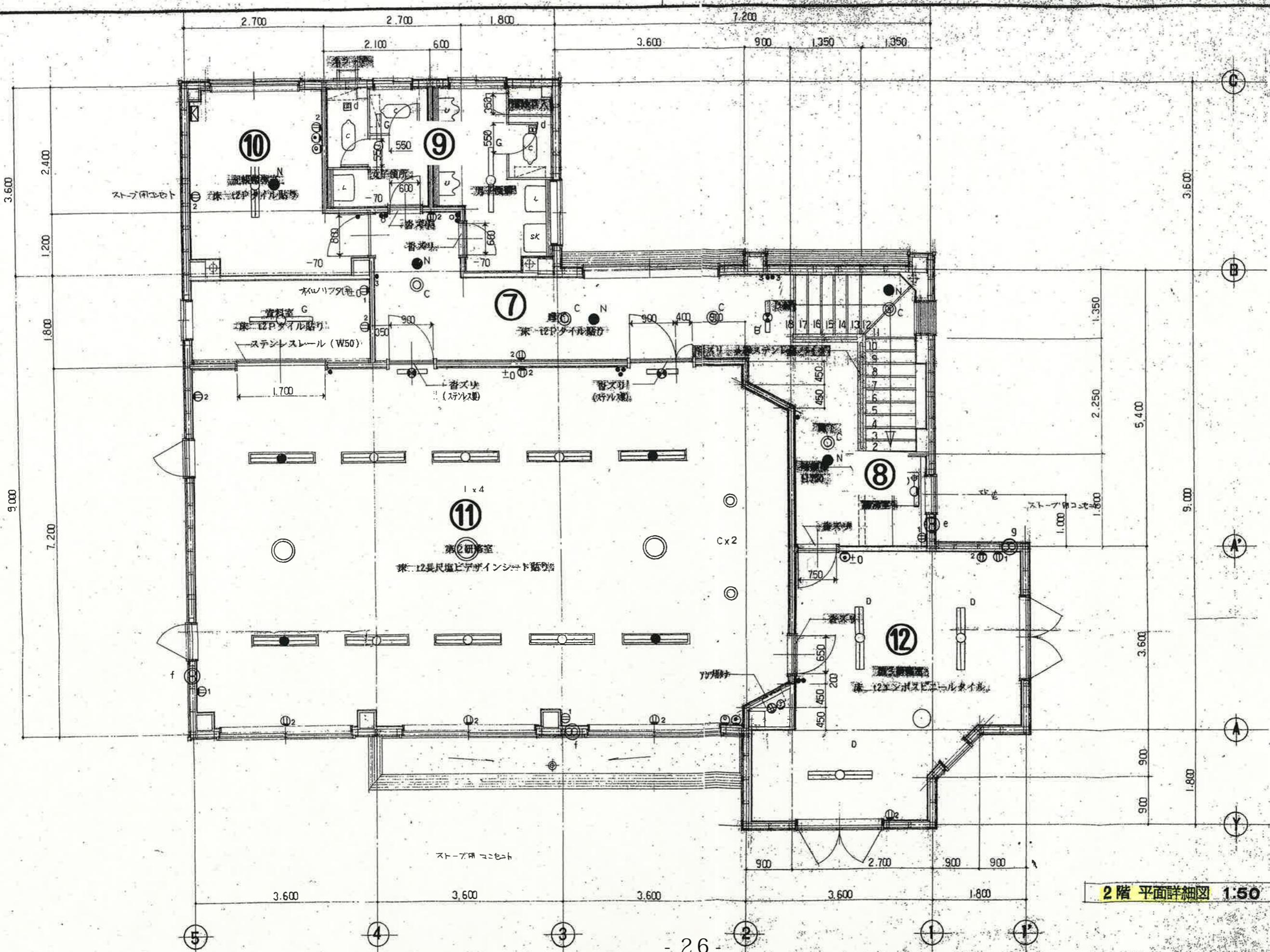
【2階 第2研修室】



1階 平面詳細図 1:50

- 25 -

訂正	月: 日	 青森県知事登録 第11-573号 青森県建築士 三上 昇 〒030-0811 青森市下町1-1-1 電話 017-8517	設計年月日	設計	検図	承認印	工事名称 相馬村商工会館 新築工事	図面番号
			製図	担当	承認年月日	図面名称 配置図	縮尺 1:50	A



2階 平面詳細図 1:50

月	日

三上設計
 青森県知事登録 第A1-573号 一級建築士 三上 昇
 弘前市田町4丁目13-1 32-9517 建設大臣登録 第184471号

設計年月日	設計	検図	承認印	工事名称	図面番号
	製図	担当	承認年月日	図面名称	
				配置図	